

**令和4年第3回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

令和4年9月13日（火） 午前10時01分 開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第63号 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 2 議案第64号 土地売買契約の締結について
- 日程第 3 議案第65号 工事請負契約の締結について
(荒熊内地区公共駐車場舗装新設工事)
- 日程第 4 議案第55号 令和4年度七戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第56号 令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2
号）
- 日程第 6 議案第57号 令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2号）
- 日程第 7 議案第58号 令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第59号 令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第
2号）
- 日程第 9 議案第60号 令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第10 議案第61号 令和4年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）
- 決算審査特別委員会審査報告
- 日程第11 議案第62号 令和3年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 報告第20号 令和3年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資
金不足比率の報告について
- 日程第13 報告第21号 令和3年度七戸町一般会計継続費精算報告書の報告につ
いて
- 日程第14 報告第22号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和3年度事務事業分）に関する報告につ
いて
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 発議第 2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 日程第17 議会改革特別委員会報告
- 日程第18 議員派遣の件について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

議長	16番	瀬川左一君	1番	中野正章君
	2番	山本泰二君	3番	向中野幸八君
	4番	二ツ森英樹君	5番	小坂義貞君
	6番	澤田公勇君	7番	宥清悦君
	8番	岡村茂雄君	9番	附田俊仁君
	10番	佐々木寿夫君	11番	田嶋輝雄君
	12番	三上正二君	13番	田島政義君
	14番	白石洋君		

○欠席議員（1名）

副議長 15番 盛田恵津子君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	仁和圭昭君	支所長	氣田雅之君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
税務課長	西野勝夫君	町民課長	高田博範君
介護高齢課長	三上義也君	保健福祉課長	井上健君
こどもみらい課長	佐々木和博君	会計管理者	高田美由紀君
		(兼会計課長)	
農林課長	原子保幸君	建設課長	鳥谷部勉君
商工観光課長	附田良亮君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	附田道大君	学務課長	鳥谷部慎一郎君
生涯学習課長	田中健一君	世界遺産対策室長	相馬和徳君
	(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)		
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	田村教男君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 澤山晶男君 事務局次長 鳥谷部伸一君

○会議を傍聴した者（４名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

したがって、令和4年第3回七戸町議会定例会は成立しました。

議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、9月7日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 議案第63号

○議長（瀬川左一君） 日程第1 議案第63号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番（所 清悦君） 文章が長いわけですがけれども、委員会での説明だと、今まで1人目まで育児休業が該当したということ、国の法律改正に合わせて2名に変えるということですがけれども、今まで2人目、3人目の子供が生まれたときは、職員はどのような対応をしていたのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、現改正内容の趣旨でございますけれども、現在、日本国内のいわゆる少子化問題、これが深刻化しているということで、このまま加速していきますと、いわゆる就業人口が減少すると、人手不足に至ると。そういったときに、各職場の労働環境を改善していきましょう。加えて、女性に関しては産休を伴った際に、いわゆる離職率も高いということで、男性職員も育児に積極的に参加していきましょうという中の法律改正でございます。

先ほど、議員のほうからも言われました、今回の主な改正内容ですがけれども、取得回数制限の緩和ということで、これまで現行の育休に関しては、原則1回まで取得可能となったところですがけれども、これを原則2回までということで、また、2回の育休に加えて、子の出生後8週間以内については育児休業を、これ現行1回をさらに2回まで可能とするといった内容でございます。

これまでの職員のいわゆる育休・産休の考え方でございますけれども、現行法に基づいた、女性の方については8週間以内までは産休として、まず特休を取っているのですけれども、その後については育児休暇という形でこれまで取っているような状況でございます。これは、2人目、3人目についても、いわゆる現行ではそういうふうな形で行って

おります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第64号

○議長（瀬川左一君） 日程第2 議案第64号土地売買契約の締結についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第65号

○議長（瀬川左一君） 日程第3 議案第65号工事請負契約の締結について（荒熊内地区公共駐車場舗装新設工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

14番議員。

○14番（白石 洋君） ちょっと確認しておきたいのですが、これは前に発注しました荒熊内地区の公共駐車場の整備工事の上にされる舗装工事ですよろしいですね。

そのことをちょっと確認したいと思います。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石 洋君） この前も課長から議員の控え室において、いろいろと前のこの工事のことについてのことで説明がありました。そのことについても、非常に疑義があるものですから、疑義というとちょっとおかしいですが、ちょっと分からないところがあるものですから、改めて確認をしていきたいなと思いますので、ちょっと時間を頂戴したいと思いますので、暫時休憩をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（瀬川左一君） それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時29分

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第55号

○議長（瀬川左一君） 日程第4 議案第55号令和4年度七戸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページから12ページまで歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出に入ります。

13ページ、1款1項1目議会費から17ページ、2款5項2目指定統計費まで、発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 15ページ、2款1項17目7節報償費とあるのですが、ここに新庁舎建設検討委員会報償費とあるのですが、新庁舎建設検討委員会というのは何回開かれているのですか。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

新庁舎検討委員会の報償費ですけれども、今、想定しているのが各団体の長とかいろいろな学識経験者とかの方をお願いして、トータルで11人で年間3回をまず想定しております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 11人で3回ということですが、この検討委員会では、どういう案件を検討するのか、その案件を教えてください。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） ただいま基本計画、基本構想をコンサルのほうに委託して、今、これから事業を開始して、庁舎内でもプロジェクトチームで庁舎内での検討委員会を開催しまして、あと、ワークショップも行います。その中で取りまとめた、ある程度のまず計画の立案を、こちらのほうの検討委員会のほうにお諮りして、御検討いただくということの進め方です。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 13ページ、2款5目14節の公共施設の場所と、それから15ページ、2款18目12節、18節、これは時期がいつなのか教えてください。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

財産管理費の14節工事請負費の中の公共施設維持工事費ですけれども、これに関しては、近年、各集会施設のほうが外壁とか屋根とか、いろいろと補修の場所が発生してきました、何か所というわけではなく、いろいろな箇所、例えば10万円の工事とか20万円の工事とか、それがかさんできていますので、それでトータルでまず373万3,000円ということになりました。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

プレミアム商品・飲食券につきましては、11月中旬ぐらいに発売して、発売と同時に利用可能として年末の買物、あるいは年末の忘年会等々に有効に活用できるような時期に発行したいと考えております。今回の券につきましては、現在の予定では、このまま第7波が小康状態になるものとして考えておりまして、5,000円で8,000円の買物ができるようなプレミアム率で発行したいと。

また、前回、同じような形態で販売したときに、1人4冊までで代理購入はなくて世帯の方であればいいですよというふうにしたのですけれども、5冊ぐらいは買いたいのだという声が多かったことから、1人5冊までという上限にしてやりたいと思っています。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（昶 清悦君） いまの件に関してですけれども、金額も6,000万円と大きいわけで、これでコロナの影響を受けている飲食店とか商店等が平均的に何とか経営を底上げされて維持できればいいのですけれども、やはりうまく活用されているところとそうではないところと濃淡が出てきたりするのではないかなと思っています。これでも、ちょっと経営が厳しいというところも出てくるのではないかなと思っています。これは、商業に限らず農業もですけれども。ですから、だんだんにこれでも苦しいところをどうするかということも考えなければならないのかなと思っていますけれども、今、どういう状況なのか伺います。三上議員の話だと、もう数年後というのか、飲食店がもうなくなりそう、飲食店ではなく商店街ですか、そこがちょっと心配な点ですけれども。結果、このプレミアム商品券のおかげで、厳しいと言われる飲食業者等がどうか維持できているという状況なのか、それでも苦しいというところがやはり幾らかあるのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

昶議員のいまの質問の中の三上議員の発言を引用した部分、これは、まち全体の活性化とかそういった意味に近い意味でおっしゃられたのではないかと考えております。飲食店に関する個々の小売店、あるいは飲食店の経営状況というのは、1年目、2年目、コロナ禍はもう3年目に入っていますので、最悪の底からは脱却したけれども、底辺のまま維持しているというのが現在の状況だと思っています。こういった券の経済の循環でそれでも苦しいというところも確かにあります。そういったところは、今のところはセーフティネット等もまだ活用できる枠がありますので、商工会とか金融機関に相談いただいて、資金繰りに関しては、まだコロナ禍の町の利子補給等対応していますので、相談していただきたいというような対応をしております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） 昨議員の御質問にちょっと関連するので、補足というか答弁したいと思います。

昨日、県のほうから通知がございました。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設、これは、マスコミ等ではもう発表されているところもあるのですが、国の予算額が6,000億円です。そのうち、追加額が4,000億円、当初からの規定予算2,000億円の6,000億円ですが、これらを活用してエネルギー、食品等物価高騰に伴う低所得者であったりとかそういった生活者支援、それと併せて事業者支援というメニューもございますので、これに向けて、これまでもこういった交付金が出る出ないに関わらず、今後どのような対策を取るのかというのは先日の答弁でもお答えしましたとおり庁内でもんでおりますので、早い段階で事業化して議会のほうに報告したいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 例えば、いまの6,000万円の負担金の部分だけでも、これ、飲食店というのは、課長、対象飲食店は何軒くらいあるのか。七戸、天間林で何軒くらいあるものなのか。何を聞きたいのかということ、6,000万円だと1軒当たり何ぼくらいになるのかなと思って。それを教えてけれ。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今回の商品券は、飲食店に限らず小売業等も使える全店対象です。当初は、飲食店対象の飲食券を発行する計画でしたが、世界情勢が全般的に物価高騰、エネルギー高騰ということで、全体的な消費者対策、消費喚起が必要であろうということで、小売店等も含めた商品、飲食券の一体型でございます。

それから、飲食店につきましては、対象となるのは約60軒です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、17ページ、3款1項1目社会福祉総務費から21ページ、7款1項6目道の駅施設管理費まで、発言を許します。

7番議員。

○7番（所 清悦君） 21ページ、7款6目14節ですね、七彩館回廊ブース電気温水器等設置工事費ということで、私も一般質問で提案したりして、風除室といいますか、すごく整備してもらったなど。あと、2店舗ですけれども出店できるようなブースを設けていただいて、今見ると、有効に活用されているなどと思うのと、キッチンカーも出してということで、特に総菜とか弁当関係が種類が相乗効果で売上が伸びているとい

うことですので、いい方向に向かっているなと思います。

利用者から聞いた意見で、4月最初の頃でしたけれども、まだやはり外が寒いときに、完全に密閉されていないので風が強いときに相当、あそこ、むしろネットのときより風が強く通るような話をしていて、あと、排水溝のほう、下のほうから何か風が入ってくるということで足元が冷えるということだったのですけれども、これからまた寒い時期になることも含めると、そこがちょっと気になっているのですけれども、そういったところも何かしら改善するのか、ここに含まれているのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今回の回廊ブースの電気温水器の工事、これはもちろん電気温水器の設置もですが、題名にあるとおり電気温水器等としておまして、実はその足元の排水溝の冷気の流れも工夫して止めることも含めてあります。それから、もう1点、回廊、暴風雨の柵をやった、そしたら風の通りがよくなったと。確かに、風が通ります。網のときよりも抜けが限られてくるので。この対策は、ちょっと簡単にはいかないもので、どうしたらいいのかなというのはまだありますが、ブース内の温水と冷気に対する対応はしたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、22ページ、8款1項1目土木総務費から27ページ、13款2項15目過疎地域持続的発展特別事業基金まで、発言を許します。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 22ページ、8款1項12節の天間林道路開通セレモニー開催委託料ですが、これ、主体は国だと思うのですが、町が主体でそのセレモニーは行うということなのですか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

今年、道路開通が予定されております。その後、開通セレモニー、その後の来賓等の懇談会等を予定していますけれども、詳細については、まだ国のほうと詰めている段階でございます。いろいろ過去のセレモニー等と突合しますと、国のほうでもある程度、地元市町村においてもそれなりにということでございますので、今の段階では、うちのほうが全額持ちますよとか、国のほうが全額ですよということではありません。セレモニー等のみで終わる場合については、支出がない場合もございしますが、その後の道路等の陳情等もございしますので、できればその後の懇談会等を考えておりましたので、今回予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9 番議員。

○9 番（附田俊仁君） ちなみに、開催日というもの、開通日というものは、もう決定されたのですか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

現在、急ピッチで開通に向けて工事を実施しているところでございますが、国のほうからいつ頃ということについては、11月末もしくは12月初旬ぐらいという回答でございます。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 補足いたします。

式典は、これは当然、国の道路ですから国がやります。場所を移して、いわゆるその懇談会なり、前回もそうでしたが道の駅のレストランでやりましたけれども、そちらは国と町、まだ負担割合は決まっておりません。そういう区分けですから。

○議長（瀬川左一君） 5 番議員。

○5 番（小坂義貞君） 今の関連で質問いたします。

開通はもちろん年内という説明ありますけれども、開通する前に、ぜひこの町民、この前、三村知事から新聞等で発表ありましたけれども、小学校、中学生か、そういう未来の道路ということで、何か新聞に載っていました。私たち議員も開通する前に、ぜひこれから未来に向かっていく道路、ぜひ視察なり、生徒たちも一回開通する前に、できれば未来の七戸町の展望ということで、そういうことを課長、予定していないですか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

その件につきましては、道路特別委員会の委員長よりお話がありましたので、実現に向けて国のほうと協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 10 番議員。

○10 番（佐々木寿夫君） 22 ページ、8 款 1 項 1 目土木総務費の 18 節、産業活性化住宅新築・リフォーム支援事業補助金ですが、補正が 292 万円となっているのですが、これは今までどれぐらいで、これからの見通しは何件ぐらいと。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

今回の新築リフォーム等につきましては、当初予算の中でやっておりましたけれども、今、それ以上の実績や、やりたいという旨の申込等を聞き取りした結果の分を補正予算として上げさせていただいております。現在の実績は、新築が 8 件、交渉が 5 件で 13 件になる見込みです。リフォームにつきましては、実績が 15 件で、今現在交渉しているのが 2 件、合計でリフォームは 17 件でございます。令和 3 年度の実績でござい

ますが、新築については10件、リフォームについては35件となっております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 22ページ、10款、一番下のところの学校用タイムレコーダー購入費というところです。

最近、先生方の労働環境の改善ということで、残業とかそういうところの問題が指摘されています。タイムレコーダーが購入されるということで、そういうことが改善されると思うのですが、使い方というか、ちょっと分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

現在、学校の教職員の勤務時間の管理というのは、各教職員の端末、パソコンにおいてエクセルデータにより管理しております。ただ、それであると本人が時間を打ち込むという形ですので、悪く言えば改ざん等もできるということで、文科省ですとか県のほうの指導によりまして、タイムカードを導入しなさいと。今回導入するタイムカードにつきましては、ICカード式のタイムレコーダーを導入するということにしております。IC型のタイムレコーダーにすることで、各個人の勤務時間、または勤務外の時間というのを客観的に把握できるということで、また、帳票等もパソコンでもう既に積算したものがすぐに出るということで教職員の手間も省けるということで、今回このタイムレコーダーを購入するという予定にしております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 22ページ、9款1項1目の常備消防費のうちの中部上北広域事業組合負担金というのは1億4,000万円減になっているのですよね。これは4億6,000万円のうち1億4,000万円ですから、かなりの金額なのですが、これはどうしてこうなっているのですか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

昨日、佐々木議員の質問の中でお答えしたつもりなのですが、いわゆる中部上北広域事業組合にて、電源立地地域対策交付金、これにて消防費の人件費を充当、振り替えたということで、内訳といたしましては、1億1,144万1,000円を消防費の分担金の減額に使ったということで、残り2,920万円については、今年度消防車、中部にて購入費を予定しておりましたけれども、化学消防車、今年度発注いたしました納車はかなり厳しいということで、来年度に繰越し、翌年度に変更ということになりま

した。それと合わせて1億4,000万円の減額が生じたものであります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

14番議員。

○14番（白石 洋君） 21ページの土地改良総務費の中で、150万円載っているのですが、銀南木農村公園トイレ解体工事が載っているわけですが、あそこのところは歴史的な文化遺産もあるわけですが、ただ、二、三年前の大雪や何かで枝が折れたりなんかして、その処分や何かも随分ほったらかしみたいなことになっているのですが、あの管理は一体どうなっているのかということと、トイレの解体をするわけですが、やっぱり町のあちこちを歩いたら、ずっと端のほうにあるものですから、そこでトイレを利用したいというような気持ちにもなるわけですので、ぜひ解体だけで終わるのか、あるいはまた新設してそれに変わるトイレを建て替えるのか、その辺のことを説明してください。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

こちらの銀南木のトイレ解体工事でございますが、こちらのトイレなのですが、もう30年経過してございます。水洗トイレではございません。もう衛生面から非常に悪い状況だということで、なおかつこちらは農村公園でございます。農村公園の設置につきましては、地区の要望、地区で管理するという条件の約束で整備してございます。こちらの銀南木の地区でございますが、もう民家も少なくなっていまして地区の方からもう管理できないと、だから町のほうへ返すというお話でございまして、管理のほうは職員が行って草を刈っている状況で今年度は実施してございます。

また、新しくトイレを整備というお話がございまして、あの地区に300万円なり500万円という新築のトイレというのは果たしていかなものなのかと。もし、その銀南木の時期になりまして観光客が来た場合、仮設トイレでも最低、リースのやつでも設置して時期的に対応してはどうかということは今、検討してございます。それでも、なおかつその距離だばってという話になりますと、あのローズカントリーの水洗トイレ、立派なトイレがございまして、そちらのほうを活用していただきたいということで促すことで今、検討中でございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩したいと思います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時12分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

教育長より発言がありますので、よろしくをお願いします。

○教育長(附田道大君) おはようございます。

実は、9月7日開催の一般質問において、向中野議員の答弁内容について一部誤りがありましたので訂正させていただきたいと思います。

質問事項3、国際交流についての答弁の中で、町の現在の国際交流活動の状況を問われた際、旧天間林村において韓国のだん郡と提携していた旨、答弁いたしました。正式には韓国のだん郡議会との提携となります。議会という言葉が抜けておりましたので、おわびをして訂正いたします。

よろしくお願ひいたします。

○日程第5 議案第56号

○議長(瀬川左一君) 日程第5 議案第56号令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第57号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 議案第57号令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第58号

○議長（瀬川左一君） 日程第7 議案第58号令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第59号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 議案第59号令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第60号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 議案第60号令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第61号

○議長（瀬川左一君） 日程第10 議案第61号令和4年度七戸町水道事業会計補正

予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第62号

○議長（瀬川左一君） 日程第11 議案第62号令和3年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月6日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（田島政義君） 決算審査の報告をいたします。

9月6日の本会議で、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました議案第62号令和3年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、9日、12日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。委員長の報告といたします。

○議長（瀬川左一君） これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定い

たしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり認定されました。

○日程第12 報告第20号

○議長(瀬川左一君) 日程第12 報告第20号令和3年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第20号を終わります。

○日程第13 報告第21号

○議長(瀬川左一君) 日程第13 報告第21号令和3年度七戸町一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第21号を終わります。

○日程第14 報告第22号

○議長(瀬川左一君) 日程第14 報告第22号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和3年度事務事業分)に関する報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番(听 清悦君) 6ページの1の方針のところの最初に「郷土に誇りを持ち」ということなのですけれども、町に誇りを持ってもらうということもありがたいのですが、日本そのものに誇りを持つということも必要ではないのかなと感じています。

今年7月の参議院選挙で各政党、各候補者の政策を今はYouTube、動画で見ることができるのですが、外国では、教育の中で特に自分の国の歴史などをしっかり教えていて、20代でも自分の国の歴史を語って、将来こういう国にしたいというのを語れるようなのですけれども、その人が海外に行ったときに日本のことについて、そういう誇れることを何も言えなかったということ話を話していました。やはり、マスコミの情報というのは一方的にそれだけ信用してはならないというか、与えられた情報だと洗脳されると言っている人もいますけれども、学校の教育でも、特に歴史教科書でも日本が自虐史観というのか、日本が全て悪いことをしたかのような教育がされているという指摘をする人もいます中で、逆に日本はアメリカとの戦争では負けましたけれども、その結果、69か国がその後独立したという部分、それから、人種差別はやめるべきだと最初に訴えたのが日本ということがありますので、私はその郷土という狭い範囲ではなくて、日本そのものに誇りを持つ教育も必要ではないのかなと思っていますけれども、それについての教育長の考えを伺います。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） 私の考えでよろしいですね。

郷土と、それから日本というふうにありますけれども、あくまでも学校教育、これに関しては、あくまでも七戸町の教育に関するという視点から考えております。でも、大きな意味で日本という、これに関しては、学校の教育自体はもともと日本全体を考えての教育というふうに私はなっていると思います。ですから、今、ここで取り上げている教育の事務、これに関しては、あくまでも七戸町という郷土というふうに捉えてよろしいのではないのかなというふうに思っております。でも、教育は日本全体を考えて構成されているものです。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 1番議員。

○1番（中野正章君） くしくも、私も同じような中身であります、少子化はずっと叫ばれております。卒業した子供たちが何とか郷土に帰ってきてもらいたい、そのためには、やはり学生時代、児童のときのまず郷土に愛着を持つような教育が必要かなというふうに思っております。そういうふうな基本方針があるのではないかなと見ていたのですけれども、愛着という言葉がないなど。郷土に愛着、郷土に誇りとあります。清悦さんもさきに言いましたが、誇りというのは何かと、誇れるもの、ほかにないもの。誇りを持たせることよりも愛着を持たせる、愛着はほかにあってもいいわけです。自然、環境とかいろいろなものにまず愛着、愛着があることによってまず田舎に帰ってくる、地元に戻ってくることもあり得るのではないかということで、私はまず我が郷土に誇りを持つ態度の育成と基本方針に、やはりここに愛着という言葉が欲しいなというふうに思っております。

どうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） 愛着という言葉、私も大好きです。ですから、こういう一つの方針の中にいろいろな言葉を網羅してということになってしまうと、そういう考え方もあると思うのですけれども、私は今「この郷土に誇りを持ち」と、そのこの文言がずっと並んでいる中においては、やっぱり子供たち、人づくりということであれば、誇りで私はよろしいのではないかなと思います。愛着は嫌いではございません。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかに。

1 番議員。

○1 番（中野正章君） 私は別のページで7 4 ページ、中央公民館分館事業、評価の A というのを見ると、B も1 個、2 個あります。皆さんも御存じのように、コロナのおかげで地域活動が本当にできないで2 年、3 年来ました。そういう中ではありますが、やはり地域活動をどうするかというのは非常に大きな問題であり、かつて私も分館体制を全町に敷くべきだというふうなことを一般質問で述べましたが、その後、アンケートを取ったように記憶しています。各分館長へのアンケートかなと思いますが、その結果、何か聞いていないなという気がします、教えられたら教えていただきたいと思えます。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

大変申し訳ございません。そのアンケート結果について手持ち資料にないものですから、もし後ほどでもよろしければ御説明したいと思います、それでよろしいでしょうか。

申し訳ありません。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

1 2 番議員。

○1 2 番（三上正二君） ついでにしゃべるのではないのだけれども、例えば、今、旧七戸地区においては初めての合併なのですよね、天間とね。だけれども、この教育という形では、天間林の場合は天間林村となったのは、そういういきさつがあるわけですよ、合併前にしているから。でも、そういう項目というのは、別にこの中にうたえということではなくて、どこかにこの子供たちとかそういう形の中でそういうものというものは出てくるのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 今、鋭い質問だというふうに考えています。

私も、旧天間林、七戸町において社会の教本みたいなものを、そのタイトルは私はちょっと忘れちゃったけれども、その中において今までの七戸町、旧七戸町とそれから天間林の歴史というのがずっと書かれている本があるのですよ、小学校4 年生の（聞き取

れず) かな。その中に、いろいろな今までの歴史について書かれております。例えば天間林の旧榎林村と、何かの村と一緒に合併して、7つの村が合併して天間林村になったというふうなことが書かれている本があります。それに関しては、いずれにおいても、これから七戸町になっていろいろなアリーナとかいろいろなこと等が大分新しくなっていますから、その教本については何らかの形で構成、作成しなければならないのかなというふうには個人的には思っております。

○議長(瀬川左一君) 12番議員。

○12番(三上正二君) 前によく盛田稔先生のところへ遊びに行ったことがあるのですよ。そうしたら、旧七戸よりももっと古いのがツボだよという話を聞いたこともあるのですよ。その説の定かは別として、ツボというのは今の坪ではなくて、都母という、何ていうんだ……。

(「都」とよぶ者あり)

○12番(三上正二君) そうそう、そういう字を書くのだそうです。だから、よそのことも全体の世界のことも知ることが大事でしょうけれども、でも、さらっとでもいいから、この中世といえればいいのか、せつかく縄文、二ツ森貝塚とかそういう遺跡もあるのだから。ただ、そこまで遡る少なくとも分かる範囲内でこういう流れだよという、マンガとか分かりやすいみたいなそういう形であったほうがいいのかないかなという気がするのですが、そういう形は、別に今日のあしたのことではありません。どうなものでしょうか。

○議長(瀬川左一君) 教育長、答弁。

○教育長(附田道大君) 三上議員の意見については、私も賛同したいと思います。

いずれにしても、ちょうど今、いろいろな世の中の動きの中で過渡期になっていますので、一回整理することも必要なのかなというふうに思いますので、いろいろな各知識者、知識のある方々とそれなりに連携しながら、前向きに取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

7番議員。

○7番(所 清悦君) 10ページ(9)国際化に対応する教育の推進とあるわけですが、本当に今、ロシア、ウクライナからはじめ、世界の情勢が我々の生活にも本当に直接影響する時代になってきています。いろいろな話をいろいろな人と話ししている中に、国際金融資本という言い方もあれば、具体的にもうユダヤ金融資本という言い方をするとところもあって、戦前はそういうのが新聞にどんどん文字が出ていましたけれども、英会話ができれば国際、通用するののかということ、もう英語は話せなくてもそういう通訳してくれるアプリを使える時代になるということ、むしろ欧米人の考え方を理解しなければならない時代になってきているなど私は思っています。

特に、世界中の企業の2,400兆円以上の株を保有しているユダヤ人、日本の会社では38%と言われてはいますが、その人たちの考えが結局全世界の人に影響を与えていると私は思っていて、その中で学校で習う算数ですね、大人になっても一番使うのは中学校、高校で習う難しい公式ではなくて、日常生活でもやはり足し算、引き算とか、掛け算、割り算が一番使うわけですが、そして、特に関わりがあるということお金ですよ。我々が使っている通貨の中で硬貨500円、100円、50円、10円、5円、1円、みんなこの身近な日本の通貨というのを全部一つずつ足すと幾らになるかというと、えっと言うのですよね。足してみたことがないと。これ、足すと666円になるのですよね。紙幣に関していえば、全部足すと、2,000円札含めると1万8,000円。6足す6足す6が18になるようになっているわけですが、これがまず、私に近い年代の人はそういう計算、足し算をしたことがないのか、今、学校ではもう、お金の足し算というか、いま言った質問だとすぐ答えられる状態なのかどうかですね。

○議長（瀬川左一君） すみません、もうちょっと簡潔にお願いします。

教育長。

○教育長（附田道大君） 昨議員の持っている知識に、私、ちょっと太刀打ちできないなというふうには思いますけれども、教育というのは、どういうことなのかなど。教育というのは、いろいろな視点からものを考えて、いろいろな子供たちがいるわけで、全てオールラウンドプレーヤーというのがあるわけではないのですよ。ですから、いろいろな視点から、ものを考えられる子供が世の中で生活できるようになればいいのかなというふうに私は思うのです。ですから、極端に言えば、個々の細かいことが分からなくても、それなりの特筆すべき部分で生きていく子供たちもいるでしょうし、ですから、お金については、今、国のほうでもそういう金融教育については、いろいろしていかななくてはならないだろうと。

では、私のほうはどうするの、町としてどうするかと。でも、教育はあくまでも必ず小学校、中学校は義務教育ですので、その中において学校の先生方の授業の中でこつこつと教えていくということになるわけです。では、それを教えたから、ではそれが全て、それが活用されるかと、それは別としても、そういうものを習ったことがあったのだなということで、ある程度の年齢になると、ああ、そうか、もう一回教科書ちょっと開いてみようかというような子供たちも出ると思うのです。

ですから、教育というのはイコールではなくて、その育つ過程の中でそういうケースがあったのだなということもまた一つの教育なのかなというふうに思っています。全てそれがイコールでは、活用されるわけではないので、昨議員のおっしゃっていることも分かりますけれども、私はもうちょっと人間というのは長い目で育つことも必要なのかなと思っていますので、私の年になって666円も知らない人間もいるわけですから、それでも世の中は通用するというようなところもありますので、長い目で見ていただけ

ればなというふうに思います。

答えになっているかどうか、分かりません。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7 番議員。

○7 番（昴 清悦君） 質問はやめて、補足で意見を述べて終わります。

そのユダヤ人でいう 6 6 6 の番号というのは、神に選ばれたのは我々であって、それ以外のものはゴーレム、獣だというときに、獣につける番号ということで 6 6 6 ということで、割と探すと身近で日本でたくさんそれがつけられているということです。今回はそこで留めておきます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9 番議員。

○9 番（附田俊仁君） 1 2 ページの地域社会全体の教育力の向上というところなのですけれど、2 1 ページに主要事業一覧というのがあって、その中で今、教育委員会で取り組んでいる事業のほとんどが、何というのか、世代を横に切っているようなものが非常に多いなという感じがするのです。今、社会教育ということを考えたときに、親世代の結局教育というものが非常に手薄になっているような感じがして、教育というところごく大げさに聞こえるのですが、実は、P T A 活動そのものは子供のためにと親が一生懸命なのですけれども、その P T A が、P T A の O B の方々、あと、P T A にこれからなろうとする方々、この縦のつながりというものの事業があまり見当たらないような感じがするのですよ。さっきから言っているような、地域に、郷土に誇りを持ちとかというその言葉そのものも、結局どこから聞くのとなったときに、やはり年寄りという言い方は失礼けれども、経験者の方々から一つずつ教科書にないものを得ていく、自分の経験値も含めて、当然のごとく子育ても終わった、孫を持っている方々は子育てが終わっているわけですから、単純に自分の親だけではなくて、ほかのおじいちゃん、おばあちゃんから子育てを聞くとかという場面があってもいいと思うのですよ。例えば、その社会教育の中に組み込んだ形で、今後、まず旧態依然とした事業継続、これいいとか悪いとかという点検も確かに必要なのですけれども、その中からは是正というものが、どうしても一個一個の事業に対する是正はあるのだけれども、全体を見たときの是正というものが欠けているというふうに感じるのですよ。社会が変わっていくのは確かにそれは必然なのです、変わっていくのが必然なのです。けれど、変えてはいけないものってあるはずなのですよ。そういうものをつないでいくという、我々だっていつまで議員をやっているか分からないし皆さんだってそのとおりです。だけれども、その事業継承をどういうふうにしてやっていくかっていうことを全体を考えていくのが大きい意味での教育だと思っていて、それをこの事業の中にどうやって組み込んでいくかということを経験的から考えていかななくてはならない時期に来ていると思うのですけれども、教育長はどうお考えですか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） 附田議員のおっしゃるとおりで、あくまでも教育というのは、子供たちの教育と大人への社会教育というふうに二面的に分かれているということは、私も教育長になってから知ったという部分もあるのですが、意外と社会教育というのは自分の身近には捉えられなかったと。

いまの質問に関して言うと、明確に答えることはできませんけれども、でも、保護者の方々を一つ育てる一つの手だてとするならば、私は小中学校におけるPTA活動だと思っています。前、天間林中学校の校長とよく話しをしたのですけれども、ようやくと保護者の方々が七、八割来るようになったと、おお、すごいことだよねと。ということは、そここのところで学校と子供たちと、それから先生方との一つのコミュニケーションができるということは、地域の親御さんたちの考え方も自分たちが吸収できるわけです。非常にそういうのでは、親御さんも育っていくのかな。まず社会教育の一つですよ。

それから、もう一つは自分の経験では、私、分館長を5年ほど拝命しました。その中において、多分、中野議員も考えているとは思いますが、それから向中野議員も同じなのですから、その地域の人たちといろいろなコミュニケーションの中であるということは、これ全く社会教育ですよ。と、私はそのとき思ったのですよ。だって、これ、今思えば、この中に分館というものの一つの位置づけがありますよね。だから、そここのところがだんだん、各地域の子供たちも保護者の方たちもだんだん人が少なくなっていくごとにおいて、やっぱりその社会教育の一つの部分が欠如してきたのかなというふうに思っています。運動会にしても、綱引きにしても、いろいろなところが集まって各分館同士のというところで。だからそれが、いまおっしゃるとおり、だんだんこの地区の人たちがだんだん衰退していく中において、社会教育について考えていきなさいよということであるのであれば、私はすごく納得いたします。そういう意味合いもあるのかなというふうに思っております。

これからの取り組んでいく課題、それから、よく言う部活動等の課題とかいろいろなのを確かに指摘されているところでもあります。粛々と取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第22号を終わります。

○日程第15 諮問第1号

○議長（瀬川左一君） 日程第15 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号は、原案のとおり答申することに決定しました。

○日程第16 発議第2号

○議長(瀬川左一君) 日程第16 発議第2号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、岡村茂雄君。

○8番(岡村茂雄君) まず、説明申し上げる前に、この前、美術館でGOMA展が開催されましたのですが、あの盛況ぶりを見て、私は驚きました。何か、4万人を超えたようでございますけれども、それもありまして私も最終日に行ったのですけれども、一日いっぱい列が途切れない状況で、美術館の入り口から駐車場までびっしり並んでいる状態が夕方まで多分続いていたと思います。それくらい盛況でした。ジャスコのほうの駐車場も全然もう車が止まるスペースがないほどの混雑ぶりで、なかなか七戸町にとってこのようによそから人が来てくれるということはないなと思って、本当にいいことだなと感じました。

それでは、発議第2号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について、御説明いたします。

いま、地方自治体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う、子育て、医療・介護など社会保障の整備、また、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しています。そのような中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。

政府は、地方交付税の財源水準を令和3年度なみに確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安があります。

令和4年度地方財政計画については前年度水準が保たれています。しかし、歳出における一般行政経費の内訳からみると、補助事業分は2.2%増えていますが、地方単独事業分は0.3%に留まっている状況です。

補助事業分を厚くし、地方単独事業分を抑制的にしている地方交付税の傾向はここ10年近くに及んでいます。しかし、地方の支出は、社会保障関連など地方単独分が増加しているのに、その財源への国の対応が抑制傾向にあるため、結果的に自治体が人員抑制などの財源対応に陥るといった行政需要に対する悪循環も指摘されています。

地方自治体により自立的に運営されるためには、制度的にも地方交付税の法定率を引き上げるなど、地方が自らの判断で財政運営できる財源を確保する必要があります。

そのため、地方財政の検討にあたっては、単独事業分の充実など地方が置かれている状況を反映させた財政の確立をめざすよう求めるものです。

意見書の内容としましては、令和2年のときとほぼ同様でございます。

このようなことから、政府に対し地方自治法第99条の規定による意見書を提出するために提案するものです。

議員の皆様にはこの趣旨を御理解の上、御賛同くださるようお願いいたします。

○議長（瀬川左一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬川左一君） 着席願います。

したがいまして、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議会改革特別委員会報告

○議長（瀬川左一君） 日程第17 議会改革特別委員会報告についてを議題とします。

本件につきましては、議会改革特別委員会にて継続審査しておりますが、委員会より報告書が議長のもとに提出されております。

委員会報告書は、お手元に配付したとおりです。

本件につきましては、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○議長改革特別委員長（**听 清悦君**） それでは、御報告申し上げます。

本委員会に付託されておりました議員定数削減について、3月定例会までを期限として議会改革特別委員会付託の上、審査されたいとの件については、去る3月1日及び8日、6月1日、7月12日と4回にわたり審議いたしました。

その結果、令和5年4月の次期町議会議員選挙における議員定数については、現状の定数16名と、2名削減の定数14名の2つの意見について採決を行い、賛成多数により現状の定数16名とすることを委員会としての結論といたしました。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（**瀬川左一君**） これで、議会改革特別委員長の報告を終わります。

○日程第18 議員派遣の件について

○議長（**瀬川左一君**） 日程第18 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおりで派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**瀬川左一君**） 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

議員派遣の内容につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員等について変更を生じた場合は、議長の一任を願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**瀬川左一君**） 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容変更を生じた場合については、議長一任とすることに決定しました。

○閉会宣告

○議長（**瀬川左一君**） 以上で、今期の定例会に付議された事件は、全て議了しました。

その他、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**瀬川左一君**） これをもって、令和4年第3回七戸町議会定例会を閉会します。

御苦勞さまでした。お疲れさまです。

閉会 午前11時58分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和4年9月13日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員